

件名	知事等及び職員の給与の特例に関する条例
主管課	人事課
根拠法令等	

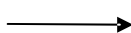
【改正の概要】

県の危機的な財政状況を踏まえ、人件費の縮減を図るため、知事及び副知事の給与の減額率を上げるとともに、その他の職員の減額率を据え置いたまま給与の減額措置を1年間継続する。

1 カット率の変更

[ 現行 ]

区分	カット率
知事	20/100
副知事、教育長、管理者及び常勤の監査委員	15/100



[ 変更後 ]

区分	カット率
知事	25/100
副知事	18/100
教育長、管理者及び常勤の監査委員	15/100

2 条例の有効期限の延長

この条例は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

平成21年3月31日

施行日等 平成20年4月1日。ただし、2に係る部分は公布日

【その他参考事項】

職員の区分

区分	職	カット率
特定幹部	部長・局長	6/100
その他管理職	課長・課長補佐	4.5/100
一般職員	主任から係長まで	3/100
若年層	主事	2.6/100

臨時職員、非常勤職員は、給与カット対象外